4　住所地市町村長は、前項（次項、第六項及び第八項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により個人番号カードに記載等を行うローマ字氏名について、当該個人番号カードの交付を受けている者に係る旅券の名義人の氏名（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第二号に規定する旅券の名義人の氏名をいう。）及び呼称（旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）第九条第二項の規定による呼称をいう。）に係るローマ字表記（同条第三項の規定によるローマ字表記をいう。）と同一とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5　第一項から第三項までの規定は、個人番号カードの交付を受けようとする者について準用する。この場合において、第二項中「申請書並びに当該個人番号カード」とあるのは「申請書」と、「当該申請書及び当該個人番号カード」とあるのは「当該申請書」と、第三項中「前項の規定により提出」とあるのは「法第十六条の二第五項又は第七項の規定により機構から送付」と、「返還しなければ」とあるのは「交付しなければ」と読み替えるものとする。

6　第一項から第三項までの規定は、同項の規定により当該ローマ字氏名の記載等をされた者が当該ローマ字氏名の記載等の変更を希望する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「記載等」とあるのは、「記載等の変更」と読み替えるものとする。

7　第三項の規定により当該ローマ字氏名の記載等をされた者は、氏名の振り仮名に変更があったときは、法第十七条第八項の届出に併せて、住所地市町村長に対し（国外転出者にあっては、直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長に対し）、当該氏名の振り仮名の変更に係る当該ローマ字氏名の記載等の変更を求める旨の申請をしなければならない。

8　第二項及び第三項の規定は、前項の申請について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「記載等」とあるのは「記載等の変更」と、第二項中「氏名の振り仮名」とあるのは「当該変更後の氏名の振り仮名」と読み替えるものとする。

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条　第八条の規定は、住所地市町村長が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項又は同項に規定するカード記録事項の記載等を行う場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（第二十九条において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは、「戸籍の附票」と読み替えるものとする。なお、生年月日については、本人に係る住民票（国外転出者にあっては、戸籍の附票）の記載にかかわらず、住所地市町村長が適当と認める事項を個人番号カードに記載等を行うことができる。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条　法第十六条の二第二項の総務省令で定める事情は、次の各号のいずれかに該当する事情とする。

［一～三　略］

（住民票に基づく個人番号カードの記載等）

第十八条　第八条の規定は、住所地市町村長（国外転出者にあっては、附票管理市町村長。以下第二十二条第七号、第二十八条第一項、第二十九条並びに第三十三条第五項及び第八項において同じ。）が個人番号カードに法第二条第七項の規定により記載されることとされている事項を記載し、又は同項に規定するカード記録事項を電磁的方法により記録する場合について準用する。ただし、個人番号カードが国外転出者に係る個人番号カード（以下第二十九条において「国外転出者向け個人番号カード」という。）である場合における第八条の規定の準用については、同条中「住民票」とあるのは「戸籍の附票」と読み替えるものとする。

（住所地市町村長以外の市町村長を経由して交付申請書を提出することができる場合）

第二十二条　［同上］

［一～三　同上］